

平成23年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年8月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
代表監査委員	東郷 修	会計管理者	山本 治一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部政策監	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	監査委員事務局長	市田 新一
広報秘書課長	寺田 実好	総務課長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 5 号から報告第 7 号
(委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めること
について)他 2 件)
- 第 5 議第 5 4 号から議第 7 7 号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて(平成 2 3 年度野洲市一
般会計補正予算(第 2 号))他 2 3 件)
提案理由説明
- 第 6 請願第 3 号
(住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願)
紹介議員説明
- 第 7 決算特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 8 決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

市長提出議案

- 報告第 5 号 委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定める
ことについて)
- 報告第 6 号 委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定める
ことについて)
- 報告第 7 号 平成 2 2 年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告に
ついて
- 議第 5 4 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 2 3 年度野洲
市一般会計補正予算(第 2 号))
- 議第 5 5 号 平成 2 3 年度野洲市一般会計補正予算(第 3 号)
- 議第 5 6 号 平成 2 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1
号)
- 議第 5 7 号 平成 2 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 5 8 号 平成 2 3 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

- 議第59号 平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第63号 平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第64号 平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第65号 平成22年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第66号 平成22年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第67号 平成22年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第68号 平成22年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第69号 平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第70号 平成22年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第71号 平成22年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第72号 平成22年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第73号 平成22年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第74号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 野洲市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第76号 財産の取得について（（仮称）野洲市総合防災センター・東消防

署建設用地)

議第 7 7 号 市道路線の認定について

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (立入三千男君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 0 名であります。定足数に達しておりますので、平成 2 3 年第 5 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

(日程第 1)

○議長 (立入三千男君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付しております文書のとおりですので、ご了承願います。

次に、議員派遣については、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 2 2 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたので、ご報告いたします。

なお、派遣の詳細については、お手元に配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 2 年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、第 2 0 期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、第 2 1 期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出され、配付済みのとおりでありますのでご了承願います。

(日程第 2)

○議長 (立入三千男君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 3 番小菅六雄君、第 4 番高橋繁夫君を指名いたします。

(日程第 3)

○議長 (立入三千男君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(立入三千男君) 日程第4、報告第5号から報告第7号まで、委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)他2件について市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成23年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提出いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項といたしまして、委任専決処分2件、平成22年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について1件、専決処分につき承認を求めることについて1件、議決案件としまして、平成23年度補正予算7件、平成22年度決算の認定12件、条例の一部改正2件、その他2件の合計23件につきまして、ご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第5号委任専決処分について報告いたします。

平成23年5月7日、大篠原地先において農道の劣化穴によるタイヤホイール損傷事故に対し、相手方と和解をし、市の賠償額を7,350円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号委任専決処分について報告いたします。

平成23年6月27日、西河原地先において下水道マンホール周辺部の劣化によるタイヤ損傷事故に対し、相手方と和解をし、市の賠償額を1万5,172円と定めるものであ

り、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告第7号平成22年野洲市健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

議案書5ページをごらんください。まず、1番の健全化判断による比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字でないため数値があらわれないことから、バーで表記しております。

次に、実質公債費比率につきましては、3カ年平均で15.9%となり、早期健全化基準である25.0%を下回っております。

次に、将来負担比率につきましては、104.9%で、これも早期健全化基準の350%を下回っております。対前年度比では5.0ポイント改善しており、この要因といたしましては、本年1月の議会臨時会でお認めいただきました野洲小学校及び野洲幼稚園のPFI契約の変更によるものであります。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計、いずれも資金不足を生じていないことから、数値としてはあらわれません。

以上、報告といたします。

(日程第5)

○議長(立入三千男君) 日程第5、議第54号から議第77号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第2号))他23件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(岡野 勉君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議件を朗読させていただきます。

議第54号専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第2号))、議第55号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第3号)ほか補正予算6件、議第62号平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか決算認定11件、議第74号野洲市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例ほか条例改正1件、議

第76号財産の取得について（（仮称）野洲市総合防災センター東消防署建設用地）その他1件でございます。

以上であります。

○議長（立入三千男君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議案提案の前に、先ほどの報告第7号で表題につきまして、平成22年野洲市健全化判断比率と申し上げましたが、平成22年度の度が抜けておりましたので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それでは、議第54号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成23年度野洲市一般会計補正予算（第2号）の補正予算書14ページをごらんください。

平成23年度野洲市一般会計補正予算（第2号）につきましては、篠原小学校校舎改築工事において、コンクリート打設工事で施工不良が起こり、その改善対策を早急に検討するため、篠原小学校校舎改築工事対策検討委員会を設置し、当該検討委員会の運営経費及び調査委託で206万7,000円を追加計上したものです。なお、その財源につきましては、全額工事施工業者の負担としております。

次に、議第55号から議第61号までの平成23年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

まず、議第55号平成23年度野洲市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,979万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を193億5,702万6,000円とするものです。

次に、8ページ、第2表、地方債の補正につきましては、野洲駅前南口広場整備事業、北野幼稚園園舎増築事業及び温水プール改修事業の追加補正に伴う合併特例債の増額で、総額で8,300万円を追加するものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

22ページ、総務費では、財政管理費で平成22年度一般会計決算実質収支額の2分の1相当分を財政調整基金に積み立てるため、1億9,000万円を追加しようとするものです。

24 ページ、民生費では、社会福祉総務費で、10割の県補助を受けて、災害時の要援護者支援事業として、障がい者や要介護者などの災害弱者のデータを一元化し、有事の際の地域での支援にも活用できる機能の整備などを図るため、553万7,000円を追加するものです。

26 ページ、児童福祉総務費で、これも県の10割補助を受けて児童虐待防止緊急強化事業に取り組み、市民に児童虐待防止を身近な問題として理解を深めていただくとともに、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制強化を図るため、啓発資料の作成、講座・イベントの開催、市民意識調査の実施や機器の整備などの経費612万1,000円を追加計上しようとするものです。

28 ページ、民間保育所費では、あやめ保育所の分園整備について、民間保育所建設事業費補助金1,799万2,000円を追加するもので、これにより0歳児・1歳児を対象に最大で待機児童20人の解消が図れることとなります。

32 ページ、労働費では、緊急雇用対策費で総額1,528万4,000円を増額しようとするものです。

34 ページ、土木費では、土地区画整理事業費で市三宅東部土地区画整理組合助成金697万1,000円を、街路事業費で、野洲駅前南口広場整備の進捗により、先行取得していた野洲駅南口Dブロックの地方債の繰上償還のための用地取得経費として7,076万3,000円をそれぞれ追加するものです。

40 ページ、教育費の体育施設費では、温水プールの屋根が、建築後21年が経過し、経年劣化により雨漏りが発生し、早急に補修が必要なことから防水工事費1,200万円を追加しようとするものです。

戻りまして、18 ページをごらんください。一方、歳入につきましては、県支出金では、民間保育所整備などに係る子育て支援対策臨時特例交付金や緊急雇用創出特別推進事業補助金など、県補助金総額で4,158万4,000円、繰入金金の介護保険事業特別会計繰入金で1,465万7,000円を、繰越金で2億2,977万8,000円などをそれぞれ追加し、20 ページの市債は、先ほどの地方債補正の説明のとおりです。

次に、45 ページをごらんください。議第56号平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,342万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億1,311万6,000円とするものです。内容といたしましては、保健事業費の特定健康診査等事業費で

は、未受診者に対する受診勧奨事業で73万円を、諸支出金の償還金では、平成22年度療養給付費等負担金の精算による国庫への返還金2,269万2,000円をそれぞれ増額しようとするものです。

次に、61ページをごらんください。議第57号平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,550万8,000円とするものです。後期高齢者医療広域連合納付金で、平成22年度出納閉鎖期間に収入いたしました保険料分を、平成23年度納付金として支払うことから、その分を追加するものです。

次に、77ページをごらんください。議第58号平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,252万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億6,187万2,000円とするものです。保険給付費では、高額医療合算介護サービス費について、これまでの実績から交付額の増加が見込まれるため567万6,000円を増額するものです。諸支出金では、前年度の保険給付費に対する法定負担分の精算に当たっては、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び市へ返還を、また、前年度の人件費及び事務費の精算に当たっては、市へ返還をするため、それぞれ所要額を追加補正するものです。

次に、97ページをごらんください。議第59号平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,749万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億8,701万2,000円とするものです。

次に、102ページ、第2表、地方債の補正につきましては、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債で、農業集落排水事業分2,640万円と公共下水道事業分1億7,050万円の計1億9,690万円を追加するものです。公債費では、旧公営企業金融公庫から借り入れていた年利5.5%から6.0%の地方債を借換債により繰上償還するもので、農業集落排水事業債2件の元金で2,643万8,000円を、公共下水道事業債等10件の元金で1億7,105万6,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、113ページをごらんください。議第60号平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,936万円とするものです。

今回の補正は、平成22年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金438万2,000円を増額し、決算剰余金の同額を墓地公園整備基金に積み立てるものです。

次に、129ページをごらんください。議第61号平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億2,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,162万5,000円とするものです。

次に、134ページ、第2表、地方債の補正につきましては、野洲駅前のアサヒビール所有地の買い取りに係る費用を調達するため、公共用地先行取得等事業債として12億5,000万円を追加するものです。買取価格につきましては、アサヒビールは鑑定価格の12億5,000万円での売却を主張しておられます。しかし、野洲市としては、買い取りの意向は固めておりますが、価格に関しては鑑定価格を尊重しつつも、アサヒビールに対して過去の経緯に基づく配慮を提案しているところです。買い取りの回答期限までに予算措置を整えるべく、いずれにいたしましても価格は鑑定価格を上回ることはないため、12億5,000万円を計上しているものです。今後につきましては、議会で予算をお認めいただいた後、速やかに買い取り意向の回答を行い、引き続いて、当該土地がさら地かつ土壤汚染等のない状態であることが確認できる時点で仮契約を締結し、それに基づき、財産取得の議決の手続を行う予定であります。

また、野洲駅前南口広場の整備に伴い、先行取得していた駅前Dブロック用地に係る地方債の繰上償還が必要となるため、その未償還元金7,076万3,000円を追加し、同額を一般会計に不動産売払収入で補正措置するものです。

次に、議第62号から議第73号までの平成22年度各会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、議第62号一般会計歳入歳出決算につきましては、各会計歳入歳出決算書の14ページをごらんください。歳入決算額は215億5,750万6,998円、歳出決算額は210億3,289万1,673円で、歳入歳出差引額は5億2,461万5,325円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1億4,687万8,000円を控除した実質収支額は3億7,773万7,325円となりました。

平成22年度決算につきましては、法人市民税収入が約5億8,000万円と依然として厳しい結果となりましたが、財政健全化集中改革プランの実行年度の初年度でその効果があらわれ、財政調整基金の取り崩しも一定抑制しながら、最終的には差し引きで積立金

のほうが上回った決算となりました。また、合併特例債の活用により、地域振興基金の造成も行い、後年度の財源の確保に努めました。

こうした中で、21年度に引き続き、緊急度の高い小・中学校耐震整備事業、学童保育所整備事業に取り組み、また、旧有隣館の建てかえも無事終わることができました。

次に、議第63号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、24ページをごらんください。歳入決算額は43億1,167万2,994円、歳出決算額は42億5,202万5,976円で、歳入歳出差引額は5,964万7,018円となりました。22年度においては、国保財政調整基金のほぼ全額を取り崩しております。

次に、議第64号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、30ページをごらんください。歳入決算額は3億5,381万7,913円、歳出決算額は3億4,599万7,697円で、歳入歳出差引額は782万216円となりました。22年度末現在の被保険者数は4,743人で、21年度からは148人増加しております。

続きまして、議第65号老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきましては、36ページをごらんください。歳入決算額は520万7,721円、歳出決算額は435万7,875円で、歳入歳出差引額は84万9,846円となりました。なお、この会計は、平成22年度をもって終了し、決算剰余金は、平成23年度一般会計に収入するものです。

次に、議第66号介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、44ページをごらんください。歳入決算額は27億2,082万3,270円、歳出決算額は26億4,850万6,097円で、歳入歳出差引額は7,231万7,173円となりました。保険給付費では、対前年度比で約9,300万円、率にして3.9%の増となりました。

続きまして、議第67号地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算につきましては、50ページをごらんください。この会計については、歳入決算額及び歳出決算額とも2,467万5,000円となっております。

次に、議第68号下水道事業特別会計歳入歳出決算については、56ページをごらんください。歳入決算額は20億2,424万2,298円、歳出決算額は19億9,312万6,014円で、歳入歳出差引額は3,111万6,284円となりました。下水道の使用料収入は、対前年度比で約5,600万円、率にして4.4%の増となりました。

次に、議第69号墓地公園事業特別会計歳入歳出決算については、62ページをごらんください。歳入決算額は3,051万1,891円、歳出決算額は2,612万8,725円で、歳入歳出差引額は438万3,166円となりました。

続きまして、議第70号基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算については、68ページをごらんください。歳入決算額は1,350万2,000円、歳出決算額は1,350万1,000円で、歳入歳出差引額は1,000円となりました。

次に、議第71号工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算については、74ページをごらんください。歳入決算額は14億4,076万6,585円、歳出決算額は14億4,076万5,815円で、歳入歳出差引額は770円となりました。

次に、議第72号土地取得特別会計歳入歳出決算については、80ページをごらんください。歳入決算額及び歳出決算額とも2,504万4,238円となっております。

議第73号水道事業会計決算については、別冊の水道事業会計決算書をごらんください。まず、1ページをごらんください。収益的収入及び支出ですが、収入決算額が8億1,205万3,560円に対し、支出決算額が7億9,822万7,291円で、収支差引額は1,382万6,269円の黒字決算となりました。22年度におきましては、給水収益が伸びたこと、経営改善等、支出の抑制が要因と見ております。なお、3ページの損益計算書、税引き後では、828万8,384円の純利益を計上することができました。

次に、2ページをごらんください。資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が2,997万2,784円に対し、支出決算額が3億890万4,743円で、資本的収入が資本的支出に不足する額の2億7,893万1,959円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに資本剰余金で補填をしております。

続きまして、議第74号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案につきましては、スポーツに関する施策の基本となるスポーツ振興法を全部改正し、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものです。

議第75号野洲市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日成立、6月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。主な内容につきましては、租税罰則の見直しに伴う過料の引き上げや、たばこ税等の不申告に伴う罰則の創設、市民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、また、上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率を平成25年12月31日まで2カ年延長するもの等です。

議第76号財産の取得について、(仮称)野洲市総合防災センター・東消防署建設用地についてご説明申し上げます。本議案につきましては、野洲市と湖南広域行政組合で進めております(仮称)野洲市総合防災センター及び東消防署整備事業用地の取得であり、農業農振地域内の除外手続や、地元自治会や地権者の方々の理解が得られたことから、富波宇山ノ中甲272番1、他31筆、1万1,529.43平方メートルを13名の所有者から取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第77号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。開発行為に伴い寄附を受けた公衆用道路4路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(立入三千男君) 次に、議第62号から議第73号までの決算認定について、代表監査委員の東郷修氏より、審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員(東郷 修君) 皆さん、おはようございます。ただいまご指名いただきました監査委員の東郷と申します。私にとって2回目のこの席でございます。なかなかの席でございますので、ご容赦のほどよろしくお願いしたいと思います。早くも1年たちました。よろしくお願いいたします。

過日、議会議員選出の監査委員奥村治男先生と平成22年度会計等の決算審査を行いました。その結果につきまして概要を報告させていただきたいと思っております。お手元に配付しております決算審査意見書をご高覧賜りますようよろしくお願いいたします。

まず、1ページを開いてください。1ページの審査対象といたしましたのは、平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算のほか特別会計10件並びに水道事業会計の決算であります。次に、審査の期間でございますが、7月20日から28日の6日間行いました。その審査の結果でございますが、2ページから見ていただきますとよくわかると思います。2ページの内容でございますけれども、各会計歳入歳出決算とその附属書類及び基金運用状況報告書の係数につきましては、関係諸帳簿や証拠書類といずれも符合いたしまして、計算に誤りはなく、また、財務処理、予算執行につきましても、関係法令並びに予算の目的に従って、おおむね適正に執行されたものと認められました。

それでは、主なものにつきましてご説明を申し上げたいと思います。説明をする中で数字が出てまいります、わかりやすくするために、1,000円未満を切り捨ててあります。丁寧に説明いたしますので、よろしくお聞き取り願いたいと思います。

3ページを開いてください。3ページの平成22年度一般会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が215億5,750万6,000円、歳出決算額は210億3,289万1,000円、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた平成22年度の実質収支額は、3億7,773万7,000円の黒字決算となったところでございます。

次に、特別会計の決算状況でございますが、10件の特別会計全体の歳入決算額の総額は109億5,026万3,000円で、歳出総額は107億7,412万8,000円でありまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引額は1億7,613万5,000円の黒字となったところでございます。

次に、8ページに参ります。8ページの歳入総額の35.4%を占めます市税の収入済額につきましては、76億3,719万2,000円で、これを前年度と比較いたしますと、法人市民税についてのみ27%の増加がありましたが、他の税につきましては減少しております。特に個人市民税の落ち込みが著しく、10.4%の減少、市税収入全体といたしましては3.1%の減少で、2億4,779万1,000円の収入減となったところでございます。

また、市税の収入状況につきましては、担当課の努力にもかかわらず、経済危機による雇用情勢の悪化などの影響を受けまして、収納率は前年度と比較いたしまして0.1ポイント低下し、96.5%となり、収入未済額は2億7,222万9,000円で、大変憂慮すべき状況にあるものと思います。また、市税以外のその他の使用料などにつきましても、未納額がふえております。

これらの収入の確保につきましては、公平負担の原則に立ち、現在実施されている法的措置を含めた多様な手法を駆使し、先進事例も参考に検討され、収納率のなお一層の向上について市の重要課題として厳正に取り組まれることを強く望むものでございます。

次に、14ページに参ります。14ページの市債の収入額でございます。前年度と比べまして232.5%の増加で、46億7,597万2,000円であります。臨時財政対策債、合併特例債などが主なものでございますが、後ほど財政健全化審査の結果でも申し上げますが、今後は新規発生の抑制に努めていただきたいと、このように思います。

次に、一般会計の歳出でございますが、支出済額につきましては、前年度と比較いたしますと14.5%、26億6,541万9,000円の増加となっております。予算現額に対する執行率は87.2%となっております。翌年度への繰越額は24億4,646万2,000円で、不用額は6億3,606万9,000円となったところでございます。繰越額の主なものは、国の経済対策により実施された小中学校の教育施設の耐震改築等整備事業、道路維持補修事業などでございます。

次に、22ページをお開きください。22ページの特別会計の決算状況でございます。この中で、特に国民健康保険事業におきましては、歳入全体の27.6%を占めます国民健康保険税の収入済額は11億9,295万1,000円で、前年度と比較いたしますと、14.9%、1億5,512万3,000円の増加となっております。その収納率は、市税同様、長引く景気低迷により、現年課税分は94.9%、滞納繰越分は15.1%、収納未済額は2億5,937万7,000円、不納欠損額も746万円となっております。憂慮すべき状況が続いておるように思います。今後も、国民健康保険事業の健全で安定した財政運営を図り、保険税負担の公平性を確保するためにも、引き続き収納率の向上に向けた取り組みを協力を推進していただきたいと思います。

次に、少し戻りますが、4ページの下段の表をごらんください。財政構造につきましては、財務分析による指標を見てみますと、財政運営の自主性の大きさを示した財政力指数は、前年度に比べまして0.053ポイント悪化し、0.889となりました。また、財政構造の弾力性を示した経常収支比率は、5.7%改善し、88.3%になりましたが、いずれの数値におきましても、財政硬直化は依然として深刻な状況であり、厳しい財政状況には変わらないことから、今後におきましても、国・県の動向に十分留意いただき、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、5ページを開いていただきまして、平成22年度末の市債の残高は、一般会計、特別会計を合わせまして427億5,164万3,000円となり、前年度と比較をいたしまして、4.3%、17億4,292万1,000円増加いたしました。これは学校耐震化改修工事や地域振興基金の積み立てによるものであります。今後も各種事業を精査され、健全な財政運営に努めていただきますよう望むものでございます。

さて、最近の我が国の経済動向は、東日本大震災の後、震災から復旧の動きを中心に、輸出も引き続き回復していることや個人消費も持ち直しの動きが見られていることから、日本経済は依然として厳しい状況にあるものの持ち直していると、内閣府の8月度の

月例経済報告でされています。一方、アメリカ国債の格付の引き下げやヨーロッパの財政問題を踏まえ、世界経済の先行きが懸念されているところであります。このような状況下におきましても、円高はおさまりません。日本企業、製造業を中心にしまして、海外へ道を求める企業がふえているように聞いております。このような社会経済状況の中、雇用情勢や所得環境、個人消費など、依然として先行き不透明な厳しい状況で推移していることから、市税にも大きな影響を与えたものと思われまます。

これは全国的な問題だと思いますが、お聞き取りください。このことは本市の行財政運営に直結しており、今後の経済情勢の動向に注視していかなければならないと考えます。また、歳出面におきましては、近年の少子高齢化の進展は著しいものがあり、子育て支援や医療・介護機能の充実、教育環境の改善、加えて安全・安心と快適な市民生活の向上を図るための事業が控えておりまして、将来負担は大きなものになるものと考えております。今後におきましては、さらなる行財政改革に取り組むとともに、事務事業の簡素化や施策の見直し等によりまして、自主財源の確保と歳出の節減を図られるとともに、責任ある行政の推進を願うものであります。

そのためには、本年度中間見直し中の総合計画が、大きく変貌する社会経済情勢に合わせ、実効性のあるものにして、また、中長期的な視点から財政の健全化に努められ、市民のニーズに柔軟かつ的確に対応されるとともに、財政状況を市民に理解してもらうためにも、今後も引き続き、説明会の開催など、情報開示を進められ、市民福祉の増進に一層努力されることを望むものであります。

続きまして、水道事業会計についてご報告申し上げます。ページが飛びますが、47ページをおあけください。平成22年度における水道事業につきましては、安全で良質な水道水を安定的に供給するという水道事業の基本使命を果たすために、効率的で合理的な浄水処理、水質管理の実施、各種水道施設の機能を維持するための修繕工事、老朽化した管路の更新工事など、鋭意取り組みをしていただいたところでございます。

次に、48ページに入りますが、初めに業務実績でございますが、給水人口につきましては、前年度と比較しますと0.3%増加いたしまして、5万598人となっております。普及率につきましては、前年度同様99.9%でございます。また、年間総配水量は763万7,000立方メートルで、給水量につきましては631万5,000立方メートルであります。この結果、有収率は0.4ポイント上昇したものの、82.7%となり、依然として低い水準となっております。今後も引き続き漏水調査の精度を高め、漏水の早期

発見、早期修繕により、少しでも無効水量を減少させることによって、水道事業の信頼性の確保と一層の有収率の向上を図っていただきたいと思います。

次に、50ページの中段でございます。経営実績でございますが、収益及び費用を前年度と比較いたしますと、事業収益につきましては2.8%増加し、7億7,441万5,000円となりました。また、事業費用につきましては、3.9%減少し、7億6,612万6,000円となったところでございます。差し引き828万8,000円の純利益を計上する決算となったところでございます。

今後の水道事業を展望いたしますと、市内各地で住宅開発が行われるものの、給水人口の大きな増加はいましばらく見込まれず、節水意識の高揚や企業などの景気低迷によりまして、水需要の大幅な増加は期待できません。一方、水道施設や管路の本格的な更新の時期を迎えていることや、建設改良費の大幅な増加が予想され、経営環境は依然として厳しいものがあります。これらのことから、今後の事業運営に当たりましては、水道料金の収納率の向上のために、未収金の徴収を、公平負担の原則に立ち、より一層適正かつ厳正な事務処理に努められますようお願いするものでございます。

また、中長期的な視点に立ち、引き続き徹底した経営分析のもと、経営の効率化と経営基盤の強化、サービスの向上に努力していただいて、安全でおいしい水の安定供給に向けて一層の努力をお願いいたします。

次に、財政健全化についてでございますが、52ページをごらんください。財政健全化審査、いわゆる健全化判断比率においては、8月11日、関係職員の説明を求め、審査をしたところでございます。先ほども市長のほうから説明があったとおりでございますが、平成22年度の普通会計の実質赤字比率及び全会計の連結実質赤字比率については、それぞれの収支が黒字になったことから、比率としては表記ができません。そのため、マイナス数値となり、早期健全化基準を下回っていますので、可としたものでございます。

次に、実質公債費比率については、15.9%となっており、早期健全化基準を下回り、可としたものの、個別意見として、悪化傾向にあることから改善されることを求めたものであります。また、将来負担比率は104.9%となっており、早期健全化基準を下回っていますので、可としたものでございます。

以上のようなことから、将来負担比率算出に当たっての地方債の現在高が、昨年度と比較しますと9.3%増加しております。今後景気回復による税収増が見込みづらい中、新たな市債など慎重に対応され、財政健全化に努められるよう、昨年度に引き続き改善事項

として意見したところでございます。

また、53ページを見ていただきますと、公営企業会計健全化審査による資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計は、それぞれ資金不足は発生しておらず、経営健全化基準を下回り、可としたものでございます。

以上、概略ご報告申し上げましたが、今後もさらに厳しい経済状況が見込まれる中、裁定されました財政健全化集中改革プランなどにより、財政健全化の確保に努められるとともに、限られた財源を有効に活用され、市民福祉のさらなる向上を期待して、平成22年度各会計決算審査の報告を終わらせていただきます。

さて、最後になりましたが、少しだけ私なりの感想をどこかに聞いていただければ幸いです。私は去年の7月より監査委員として監査業務に携わることになりました。21年度の決算監査が初めての仕事であったと思います。梶山先生にお世話になりました。ありがとうございました。

ところで、市役所はサービス業との感覚があり、市民生活の基礎を提供して、市の財政を担っているものと、特に比較的簡単に考えておりました。また、私はこの仕事につくまでは民間的発想のみで今日を迎えております。しかし、市役所の業務については、実態を知るにつれ、複雑多岐にわたり、市民生活に欠かせない問題を抱え、地方自治に基づく政治を行い、財政状況をにらみながら、市の行く末を考えるとという重大な任務を持っています。この不況の中、膨れ上がった市役所の業務をこなすことは至難のわざであるように思います。しかしながら、時代は進み、好景気の時代も久しくなりました。そこで、官公庁におきましても、少しは、よいか悪いかわかりませんが、民間的な発想も必要と思います。

さて、一般の企業は営利追求を目的にしております。そしてその後は社会に貢献するということを私は思っております。使命があると思っております。この不況を乗り切るため、また、少しでも改善するため、職員一人一人が企業的考えを少しでも持ち、経費節減とサービスの精神で、野洲市役所職員として行財政運営に努めていただきたいと思います。勝手なことを申しました。今後ともよろしくお願いします。これで終わります。ありがとうございました。

(日程第6)

○議長（立入三千男君） 次に、日程第6、請願第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。第1番、太田 健一君。

○1番（太田健一君） 皆さん、おはようございます。1番、太田健一です。

それでは、請願第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願についての説明をさせていただきます。この請願は、昨年12月議会でも提出され、一般質問や委員会の中で議論が交わされました。議論の中では、おおむね4点ほどの課題点について指摘があったと記憶をしています。1つ目に、一部の業種に偏ること、2つ目に、国のエコハウスや耐震太陽光パネルなどの補助制度や市独自の利子補給制度などがあるため必要がないのではないかと、そして3つ目に、今この財政が厳しい時期に行うべきではない、4つ目に、市民からの声や要望を聞いていない、などであります。

今回の請願につきましては、市内業者の皆さんを初め市民など17名の請願者でありまして、同時に、実施を求める賛同署名数も約950名を添えて提出されています。請願者の野洲市で住宅リフォーム助成制度の実施を求める会の皆さんが署名を始めた時期から、請願の議会提出までの期間が短い中でありましたが、多くの皆さんが賛同していただき、この制度に対する期待を実感したところであります。このことは、現在この制度を実施している自治体は全国でも386自治体に上り、ことしの4月の時点の330の自治体からさらにふえています。滋賀県下でも8市町村が実施をしています。守山市や栗東市が実施していたのに現在はやめていることも指摘されましたが、国からの緊急経済対策の補助金を利用して行っていたもので、経済効果がないとかいう理由でやめたわけではなく、国からの補助金の終わりとともに打ち切ったと聞いています。また、甲賀市などは、6月議会で補正予算として5,000万円をつけて始めているとのことで、申し込みが殺到しているほどの盛況ぶりだそうです。

2つ目の国の制度に関しても、今議会の決算について会派勉強会でお聞きしたところ、例えば、木造住宅耐震バリアフリー改修事業では、延べ5件の利用の中で、1件当たりの工事総額は316万円から842万円とあります。エコハウス普及促進補助金に関しても15件の利用で平均200万円の工事費とあり、太陽光発電システムの設置に関しても、断熱工事とセットのために新築工事がほとんどとのことで、ある程度お金に余裕のある一部の方々の利用となっていることが、この結果からもわかります。

その点、住宅リフォーム助成制度は、その名のとおり、畳を交換したり屋根を補修したりと、家そのものを建てかえたり大規模な改築をしたりする余裕はなくとも、数万円から数十万円ぐらいの小さな工事に対する助成制度であり、利用される市民の方々も、そして

工事を請け負うさまざまな業者の方々にも広く喜ばれる制度です。太陽光発電システムの設置業者は、ほぼ市外の大手メーカーだという話ですから、これこそある意味一部の業種に偏っていると感じています。さらに、中小業者の中でも忙しく働いているの方々がおられますが、実情は大手からの幾つもの下請で、もうけがほとんどないという声もたくさん聞いていますが、リフォーム関連業者は多く、直接的な請負となり、市内中小業者の活性化へともつながります。

このように、助成額の数十倍の工事総額となる住宅リフォーム助成制度は、経済波及効果は抜群であり、仕事がなく経営に困っている業者の仕事起こしにもなります。ちょっとしたリフォームを考えている市民の方々も助かり、ひいては、こうした市内経済の活性化が市の税収にもつながる、ウイン・ウインな関係性を築き上げられるすばらしい制度であります。

以上のように、多くの市民や中小業者からの声も上がっています。そして、厳しい経済状況の今だからこそ、こうした積極的な手を打って出ること、町を活性化させる起爆剤となり得ると考えます。ぜひとも請願採択へのご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明とします。

(日程第7)

○議長(立入三千男君) 日程第7、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、議第62号平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第73号平成22年度野洲市水道事業会計決算の認定についてまでの審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、19名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、19名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。ただいま、設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員を除く19名の議員を指名いたしたいと思います。暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時11分 再開)

(日程第8)

○議長(立入三千男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、決算特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第17番鈴木市朗君、副委員長に第20番河野 司君。

以上のとおり互選されましたのでご報告いたします。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。明8月31日から9月5日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、明8月31日から9月5日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月6日は、午前9時から本会議を再開します。

本日は、これにて散会いたします。(午前10時12分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年8月30日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 小菅 六雄

署名議員 高橋 繁夫